

辰巳法律研究所&リーダーズ総合研究所

行政法☆実力診断テスト 試験問題

試験開始の合図があるまで開いてはいけません。

(注意事項)

- 1 問題は1ページから9ページまで10問あり、時間は30分です。
- 2 解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 3 答案用紙への記入およびマークは、次のようにしてください。
 - ア 氏名は必ず記入してください。
 - イ 受験番号および生年月日は、所定欄に横書きし、該当箇所をマークしてください。
 - ウ 択一式(5肢択一式)問題は、1から5までの答えのうち正しいと思われるものを一つ選び、マークしてください。二つ以上の解答をしたもの、判読が困難なものは誤りとなります。

< 択一式(5肢択一式)問題の解答の記入例 >

問題1 日本の首都は、次のうちどれか。

- 1 札幌
- 2 東京
- 3 名古屋
- 4 京都
- 5 大阪

(正解)



問題1	①	●	③	④	⑤
問題2	①	②	③	④	⑤
問題3	①	②	③	④	⑤
問題4	①	②	③	④	⑤
問題5	①	②	③	④	⑤

※本講座は、自己採点となります。

マークシートの提出はございません。

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

法令等 [問題1～問題10は択一式(5肢択一式)]

問題 1 行政庁による行政行為の取消し・撤回に関する次の文章について、1 から 5 までの下線部の各記述につき、誤っているものはどれか。

違法な行政行為が行われた場合、法律による行政の原理からは、その状態を是正することが望ましく、違法に至らない不当な行政行為についてもその是正が望ましい。このような違法・不当な行政行為を是正するための手段として、職権取消しと撤回がある。(1) 前者は、行政庁が、職権により、行政行為の成立当初に存在した瑕疵を理由として、行政行為の効力を失わせることをいう。これに対して、後者は、行政行為の成立後、後発的な事情を理由として行政行為の効力を失わせることをいう。(2) 職権取消しにおいては明文の根拠は必ずしも必要ではなく、また、明文の根拠を欠く撤回についても、判例は適法としている。もっとも、(3) 無制限に職権取消し及び撤回が許されるわけではなく、当該職権取消し及び撤回によって、法的安定性等が害されることになる場合には、その観点から職権取消し及び撤回の制限が認められている。また、(4) 職権取消し及び撤回の効果については、両者ともに、原則として、その効果は遡及しないと一般的に解されている。そして、(5) 行政行為の職権取消しは、処分庁のみならず、監督庁もすることができる。

問題 2 行政上の義務履行確保に関する次の記述のうち、判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 義務の不履行に対して、一定期間内に義務を履行しないと一定額の過料を課すことを予告し、その威嚇・心理的圧迫によって義務を履行させる制度を執行罰といい、代替的作為義務も執行罰の対象となる。
- 2 直接強制とは、義務者の身体又は財産に対し直接有形力を行使して義務の実現を図ることをいうが、直接強制は人権侵害の危険性が高いことから、現在、直接強制を認める法律は個別法でもほとんど存在しない。
- 3 制裁を目的とする公表には法律の根拠が必要であるが、情報公開を目的とする公表には法律の根拠は不要である。
- 4 国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許される。
- 5 警察官職務執行法5条に定める警察官による制止措置は、身体に対する実力行使であるから、行政上の強制執行のうち、直接強制の例である。

問題3 行政手続法上の不利益処分に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 不利益処分について、行政庁は処分基準を定め、これを公にする法的義務があり、かかる基準は不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 2 不利益処分について、理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、処分と同時に理由を示さなくてもよいが、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に当該理由を示さなければならない。
- 3 行政庁は不利益処分のうち許認可等の取消し、名あて人の資格又は地位の剥奪など不利益度の高いもの等、行政手続法に列挙されているものに関してのみ聴聞手続をとることができる。
- 4 行政手続法上、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、例外なく当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。
- 5 聴聞手続は、原則として国民の知る権利に応えるために公開されるが、当事者のプライバシーへの配慮などから、例外的に非公開とされる場合もある。

問題4 行政不服審査法に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

- ア 審査請求人は、一度審査請求書を提出したとしても、裁決があるまではいつでも審査請求を取り下げることができる。
- イ 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分については、審査請求をすることはできない。
- ウ 不服申立適格を有する者とは、当該処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害された者または必然的に侵害されるおそれがある者を意味する。
- エ 審査庁となるべき行政庁は、必ず審理員となるべき者の名簿を作成しなければならない。
- オ 再審査請求は、正当な理由があるときを除き、原裁決があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であれば、することができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題 5 取消訴訟の審理および判決に関する次の記述のうち、法令または最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 取消訴訟において裁判所は当事者の申立てを待たずに証人喚問・物証の提出を求める等の職権証拠調べをすることができるが、職権証拠調べの結果については、当事者の意見を聴かなければならない。
- 2 第一種市街地再開発事業において、宅地の借地権者に対してなされた権利変換に関する処分が、当該借地権の不存在を理由に取り消された場合には、施行者は、宅地の所有者に対する処分についてもこれを取り消して、改めて借地権が存在しないことを前提とする処分をすべき関係にある。
- 3 取消訴訟において事情判決がなされた場合、処分が違法であることについて既判力が生じる。
- 4 取消訴訟において原告適格等の訴訟要件を具備していない場合、判決によって請求は棄却される。
- 5 裁判所は、取消訴訟の終局判決前に、判決をもって、処分又は裁決が違法であることを宣言することができる。

問題 6 国家賠償法に関する次の記述のうち、判例に照らし、誤っているものの組合せはどれか。

ア 免許を付与された宅建業者の不正な行為により個々の取引関係者が損害を被った場合において、知事等に規制権限の不行使があるとき、当該権限の不行使は、当該取引関係者に対する関係で当然に、国家賠償法第 1 条第 1 項の適用上違法の評価を受ける。

イ 国又は公共団体が被害者に対して国家賠償法第 1 条の責任を負う場合には、公務員個人に故意又は重過失が認められるときであっても、公務員個人は被害者に対して国家賠償法に基づく賠償責任を負わない。

ウ 裁判官がした争訟の裁判について、上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵があるとしても、それだけでは国家賠償法第 1 条第 1 項の適用上違法があるとはいえない。

エ 国会議員の立法行為又は立法不作為の国家賠償法上の違法性は、当該立法又は立法不作為の違憲性の問題とは区別されるべきであり、仮に当該立法の内容又は立法不作為が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに違法の評価を受けるものではない。

オ 処分庁が、水俣病と認定すべき旨の申請に対して相当期間内に処分すべきは当然であり、処分庁には、それが不当に長期間処分されないことにより早期の処分を期待していた申請者が内心の静穏な感情を害されるという結果を回避すべき条理上の作為義務があるから、客観的に処分庁がその処分のために手続上必要と考えられる期間内に処分できなければ、当該作為義務に違反したといえる。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 エ・オ

問題 7 住民監査請求・住民訴訟に関する次の記述のうち、地方自治法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 住民監査請求を行うことができるのは、普通地方公共団体の住民のうち有権者である住民に限られる。
- 2 住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を、他の事項から区別し特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要するところ、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されただけでは足りない。
- 3 住民訴訟には、差止請求、取消し又は無効確認請求、怠る事実の違法確認請求、義務付け請求の4つの訴訟類型があるが、そのいずれも住民監査請求を経由しなければ提起することはできない。
- 4 住民訴訟は、普通地方公共団体の住民である者に、違法な財務会計行為を是正する権能を特に認めた客観訴訟であるから、違法な財務会計行為が行われた当時、当該普通地方公共団体の住民であったことが、訴えの適法要件になる。
- 5 住民訴訟を提起した住民が、訴訟の係属中に死亡したときは、その住民の相続人が訴訟を承継することができる。

問題 8 条例に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- ア 条例の制定又は改廃の議決がなされ、その日から 3 日以内に普通地方公共団体の議会の議長がこれを当該普通地方公共団体の長に送付した場合、当該普通地方公共団体の長は、再議その他の措置を講じたときを除き、その日から 20 日以内にこれを公布しなければならない。
- イ 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、過料を科す旨の規定を設けることができるものの、刑罰を科する旨の規定を設けることはできない。
- ウ 選挙権を有する者からの一定の者の連署による条例の制定の請求がなされた場合、請求を受理した長は、これを議会に付議しなければならない。
- エ 条例の制定は、議会に固有の権限であるから、条例案を議会に提出できるのは議会の議員のみであり、長による提出は認められていない。
- オ 地方公共団体の条例制定権限は、法定受託事務に関する事項について及ばず、自治事務に関する事項に限定される。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

問題9 行政組織法に関する次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 補助機関とは、行政庁の意思形成、判断決定や表示行為を直接又は間接に補助する権限を有するにとどまる行政機関をいうところ、行政庁を補佐する内部部局の職員はここにいう補助機関として位置づけることができる。
- イ 各大臣は、内閣総理大臣に案件を提出して閣議を求めることができる。
- ウ 委員会及び庁は、省の外局として位置付けられるのではなく、内閣の直接の統轄の下に置かれる。
- エ 行政庁とは、行政主体のために意思を決定し、それを外部に表示する権限を持つ行政機関であるところ、行政庁は独任制の機関であって、合議制の行政庁は存在しない。
- オ 日本国憲法の下では、行政権は内閣に属し、会計検査院を含め全ての行政機関は、内閣の管轄下にある。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題 10 A 県の α 駅と β 駅間は、商店が立ち並ぶ区間であるものの、連続立体交差となっていないため、同区間では踏切の遮断により交通渋滞が多発してしまっている。そこで、A 県は、踏切廃止による渋滞の解消を目的として都市計画法*11 条 1 項 1 号に基づき同区間を連続立体交差とする都市計画決定（以下「本件計画決定」という。）をし、同法 60 条 1 項に基づき都市計画事業の認可（以下「本件事業認可」という。）の申請をした。Y 大臣は、同法 59 条 2 項に基づき、A 県に対し本件事業認可をし、これを告示した。X は、都市計画事業がなされる場所（以下「本件事業地」という。）で飲食店を営む者である。X は、立体交差の実現を阻止すべく、訴訟の提起を検討している。この場合についての次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 A 県が、Y 大臣に対し本件事業認可の申請をしたものの、Y 大臣が申請にかかる本件事業認可を拒否する処分をするとき、Y 大臣は、A 県に対し処分と同時に理由を示す必要はない。
- 2 Y 大臣が、本件事業認可をしようとしているとき、X は、民事保全法に基づき本件事業認可の差止めを求める仮処分を申し立てることができる。
- 3 本件計画決定は、抗告訴訟の対象となる「処分」にあたるため、X は、本件計画決定の取り消しを求める取消訴訟を提起することができる。
- 4 仮に、X が、本件事業地の周辺地域に居住するものの、同事業の事業地内の不動産につき権利を有しない者であるとき、X に原告適格が認められる余地はない。
- 5 X が、土地収用に関する収用委員会の裁決について、損失補償額を争うためには、X は、施工者である A 県を被告として実質的当事者訴訟を提起することを要する。

（注） * 都市計画法

第 11 条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

2 （略）

第 59 条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

無料
動画

リーダーズ YAMADA の 行政書士おもしろ3分間 Movie



<http://r-tatsumi.com/st/group/gy3minutes/>

リーダーズ総合研究所・山田斉明講師が法律や行政書士試験をテーマに面白おかしく解説。様々なテーマを取り上げてやさしく分かりやすく解説していきます。

取り上げているテーマの一例

『憲法・官公庁シリーズ「国会議事堂」』『民法「軽井沢の別荘事案」』『一般知識シリーズ「世界遺産」』『民法条文シリーズ「質権」』『行政法「許可?の違い」』『一般知識シリーズ「雇用」』ほか



スマートフォン、
タブレットで
視聴できます。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）